

八戸市立市民病院企業職員の期末手当の支給割合について

1 概要

青森県人事委員会の勧告では、令和3年度より期末手当を0.05月分引き下げることとなっているが、病院企業職員については、令和3年12月期については支給割合を据え置き、令和4年度より0.05月分引き下げるもの。

2 期末手当の支給割合(令和4年度より6月期、12月期合わせて0.05月分引き下げ)

区 分		現 行	改定後
			令和4年度改定分
再任用職員を除く職員 (市出向職員・医師以外)	6月期	1.225月分	<u>1.20月分</u>
	12月期	1.225月分	<u>1.20月分</u>
	計	2.45月分	<u>2.40月分</u>
医 師	6月期	1.45月分	<u>1.425月分</u>
	12月期	1.45月分	<u>1.425月分</u>
	計	2.90月分	<u>2.85月分</u>
再任用職員	6月期	0.70月分	<u>0.675月分</u>
	12月期	0.70月分	<u>0.675月分</u>
	計	1.40月分	<u>1.35月分</u>
病院事業管理者	6月期	1.825月分	<u>1.80月分</u>
	12月期	1.825月分	<u>1.80月分</u>
	計	3.65月分	<u>3.60月分</u>

3 理由

新型コロナウイルス感染症が流行する中、当院は八戸医療圏の中核病院としてコロナ感染患者への対応のほか、濃厚接触者へのPCR検査、集団接種会場でのワクチン接種業務など、コロナに関連する多くの業務に従事しつつ、通常診療との両立に向けて、懸命に取り組んできたことから、令和3年度においては期末手当の支給割合を据え置くこととし、令和4年度から勧告どおり引き下げを行うとしたもの。